

川崎区保健衛生福祉班災害対策検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎区保健衛生福祉分野における災害対策の充実及び強化のため、災害発生時における即応体制の確立及び平常時における災害対応準備と職員の意識の醸成を目的として、川崎区保健衛生福祉班災害対策検討会議（以下「災害対策検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 災害対策検討会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 危機管理地域協議会に関すること
- (2) 訓練の実施に関すること
- (3) 研修の開催に関すること
- (4) マニュアル作成に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 災害対策検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は川崎区地域みまもり支援センター所長、副委員長は川崎区地域みまもり支援センター副所長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に所属する職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、災害対策検討会議を代表し、災害対策検討会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 災害対策検討会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第6条 災害対策検討会議は、必要に応じて、専門の事項を検討させるための専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会委員は、検討させる事項に係る職員の中から委員長が指名する。

(関係者の出席等)

第7条 災害対策検討会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、保健医療・福祉について学識経験を有する者又は関係機関等の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 災害対策検討会議の庶務は、川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、災害対策検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表

川崎区役所地域みまもり支援センター	所長
	副所長
	担当部長・担当課長・担当係長
	地域ケア推進課
	地域支援課
	児童家庭課
	高齢・障害課
	衛生課